

森林林業緊急整備事業実施要領

第1 目的

森林林業緊急整備事業の実施については、農政環境部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務官依命通知）、木材産業国際競争力強化対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）、木材産業国際競争力強化対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付要綱第26に定める基金活用事業の実施に当たっての条件等について（平成28年1月20日付け27林整計第240号林野庁長官通知）に定めるところによるほか、この要領によるものとする。

第2 事業内容

別表に定める事業のとおりとする。

第3 事業計画等

別表の事業メニュー毎に別途定める事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）に基づき計画策定するものとする。

第4 事業計画等の変更

事業計画の内容に変更があるときは、前条の定めに基づいて処理するものとする。

第5 事業の実施

別表の事業メニュー毎に別途定める事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）に基づき実施するものとする。

第6 その他

事業の適正な実施に必要な事項は、この要領に定めるもののほか部長が別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年4月3日から適用する。

この規定は、平成30年4月2日から適用する。

この規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表 森林林業緊急整備事業（メニュー一覧表）

木材産業国際競争力強化対策交付金事業（TPP対策事業）

事業メニュー		補助内容	事業主体	採択基準	補助率
1	木材加工流通施設等整備	加工流通施設整備 ストックヤード整備 木材処理加工施設整備 品目転換施設整備 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備 付帯事業	県及び市町、森林組合、生産森林組合、兵庫県森林組合連合会、林業者等が組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、林業事業体、森林整備法人、その他県知事が認めるもの	交付金交付要綱、交付金実施要綱、交付金実施要領、交付金運用に定めるとおりとする。	定額（1/2以内で林野庁長官が別に定める基準に基づき県知事が定めるこのとする。） 付帯事務費については1/2以内
2	間伐材生産	(1) 間伐材の生産 (2) 関連条件整備活動等 （間伐材の生産と一体的に実施）	県及び市町、森林整備法人等及び選定経営体	交付金交付要綱、交付金実施要綱、交付金実施要領、交付金運用に定めるとおりとする。	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき県知事が定めるこのとする。） 付帯事務費については1/2以内
3	路網整備・機能強化	(1) 林業専用道（規格相当）整備 作設、補強、調査設計、現場技術業務委託費、その他 (2) 森林作業道整備 作設、補強、その他 (3) 機能強化 (4) 関連条件整備活動等 対象森林の調査、森林所有者の同意の取付け	県及び市町、森林整備法人等及び選定経営体	交付金交付要綱、交付金実施要綱、交付金実施要領、交付金運用に定めるとおりとする。	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき県知事が定めるこのとする。） 付帯事務費については1/2以内
4	高性能林業機械等の整備	高性能林業機械等の整備 ハーベスタ プロセッサ スキッダ フォワーダ タワーヤード スイングヤード フェラーパンチャ 機械保管倉庫 その他	県及び市町、森林整備法人等及び選定経営体	交付金交付要綱、交付金実施要綱、交付金実施要領、交付金運用に定めるとおりとする。	定額（1/2以内で林野庁長官が別に定める基準に基づき県知事が定めるこのとする。） 付帯事務費については1/2以内